

調査事業に係る事後評価記載様式

I 総合評価

全体として、地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与するための連携計画の策定に向けて必要な調査を行ったか。

地域公共交通に関する目標の設定、及び、当該目標を達成するための事業を具体的に検討する等連携計画の策定に向けて、駅勢圏での利用動向を住民、企業など幅広い対象に調査を実施しており、その結果を踏まえ沿線地域における公共交通の問題点・課題を把握し、計画事業の実施に向け、法定協議会等を通じ、地域関係者の実質的な合意形成を図っていく。

II 連携計画策定調査の総合性・整合性

1 調査の範囲

① 当該地域における公共交通の問題点・課題を幅広く体系的に把握したか。

東葉高速線沿線の人口推移や地域の特質を整理、把握するとともに、各駅勢圏において、当該路線の利用動向・未利用要因・運行・施設・サービス・駅へのアクセス方法などに対する住民(出発地)アンケート調査を実施しているところである。また、事業所、大型ショッピングセンターなどの従業員、利用客(到着地)に対するアンケート調査を追加予定している。こうした調査結果を踏まえ、今後、当該地域における東葉高速線の問題点や課題を幅広く把握していく予定である。

なお、他の交通モードのうち駅へアクセスするバス交通については、船橋市では法定協議会、八千代市では公共交通会議を設置し、方策を検討している段階であり、その策定状況を見ながら、今後の課題として整理していく。

② 当該地域における公共交通以外の問題点・課題との関係を整理しているか。

沿線の区画整理事業などの大規模開発や既存市街地の人口動向などを踏まえ、問題点・課題を整理しているところである。

2 地域公共交通に関する目標の設定

① 地域の実態を踏まえた地域公共交通に関する適切な目標(案)をできるだけ具体的に設定したか。

今後、把握した問題点・課題に即して設定していく。

② 上記の目標は社会、住民ニーズや地域の基本的な計画を踏まえたものか。

今後、アンケート結果等から導かれた住民ニーズを反映していく。

3 地域公共交通に関する目標と事業との対応関係

① 地域公共交通に関する目標(案)を達成するための事業(案)が選出されたか。
また、地域公共交通に関する目標(案)と事業(案)との関係は合理的か。

今後、目標設定、事業選定にあたり、達成性・合理性・費用対効果等考慮し整理していく。

* 必要に応じて、参考資料を添付してください。

<p>Ⅲ 自立性・持続性</p>
<p>1 事業の実施に向けての準備</p>
<p>① 地域公共交通に関する目標(案)を達成するための事業の内容やそのスケジュールが具体的に検討されたか。</p>
<p>今後、選定される事業について詰めていく。</p>
<p>② 事業実施による効果・影響に係る把握方法や評価基準・評価方法が検討されたか。</p>
<p>今後、効果測定、評価基準・方法について検討していく。</p>
<p>③ 事業の実施主体が検討されたか。</p>
<p>今後、選定される事業に即して、検討していく。</p>
<p>2 事業の実施環境</p>
<p>① 実証運行、情報提供等の事業の実施のための財源について検討を行い、当該事業を実施するための財源の目処がついたか。</p>
<p>今後、事業ごとに詰めていく。</p>
<p>② 住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等事業の実施環境が整いつつあるか。</p>
<p>今後、選定される事業に即して、検討していく。</p>

* 必要に応じて、参考資料を添付してください。

Ⅳ 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成	
1 協議会における審議体制等	
① 協議会における審議事項が明確に定められ、調査事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。	協議会規約において、連携計画の策定及び変更、事業実施及びその連絡調整を行う旨規定している。また、事務局案の検討・作成にあたり、各構成団体担当者からなる調整会議を設置し、協議案件に係る調整を行っている。
② 協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか（公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。）。	駅勢圏の住民等に対する利用動向調査を実施しているところである。
2 協議会における審議	
① 調査事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されたか。	現在のところ会議開催は、1回の実施となっているが、日程上開催が困難なときには、協議会委員への持ち回りでの説明、合意形成を適宜行い、会議を補い実施している。
② 協議会の議事が傍聴、議事録の公開等によって適切に開示されているか。	傍聴、議事録開示については、要綱を定めている。なお、ホームページ等の公表体制は現在作成中であり、早期の実施を鋭意進める。
3 地域関係者の実質的な合意形成	
① 地域公共交通に関する目標(案)やそれを達成するための事業(案)等について地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。	協議会運営を進めるにあたり、事務局内部に各関係者の担当で構成する調整会議を設置し、協議案件の素案等を検討しており、関係者間の合意形成に向けた体制で進めている。

* 必要に応じて、参考資料を添付してください。